

平成 26 年度第 2 回岩手県私立学校審議会議事録

日時 平成 26 年 9 月 24 日（水）

10 : 00 ~ 12 : 00

場所 岩手県庁 議会第 3 会議室

平成 26 年度第 2 回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 平成 26 年 9 月 24 日 (水) 10 : 00 ~ 12 : 00

2 開催場所 岩手県庁 議会第 3 会議室

3 出席者

[私立学校審議会委員]

佐藤 勝 会長 久保 榮子 委員 今西 界 雄 委員

横田 禮子 委員 工藤 純世 委員 咲間 まり子 委員

新宮 由紀子 委員 須山 通治 委員 田代 高章 委員

[県]

佐藤総務部副部長

細川法務学事課総括課長 千葉私学・情報公開課長 佐々木主任主査

平澤主査 木下主査 高橋主任 古澤主事

4 欠席者

荻原 禮子 委員

5 署名委員

須山 通治 委員 田代 高章 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○佐々木主任主査

ただいまから平成 26 年度第 2 回私立学校審議会を開催いたします。主任主査の佐々木と申します。議事に入りますまでの間、私が暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 出席者の確認

○佐々木主任主査

会議に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告いたします。本日は、荻原委員が欠席されております。工藤委員は出席の予定ですが、若干遅れております。委員 10 名中 8 名に御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第 5 条により定数に達しておりますので、本日の会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、佐藤総務部副部長から挨拶を申し上げます。

3 挨拶

○佐藤総務部副部長

副部長の佐藤です。

平成 26 年度第 2 回岩手県私立学校審議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、本県の私学振興に御支援、ご尽力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げます。

先月、当県で開催した北海道・東北・新潟県私立学校審議会ではお忙しい中、出席いただきありがとうございました。「学校設置認可」や「私立学校法改正に係る対応」など幅広く情報共有や意見交換を行い、非常に意義深い会議になりました。

さて、東日本大震災津波からの私立学校の復旧について、唯一現在も仮設園舎での運営を余儀なくされている大槌町のみどり幼稚園が、今月末で新園舎が完成し、10 月 11 日から新しい園舎でスタートすると伺っているところです。

このことにより被災した 36 校全てが復旧することになり、今後の私立学校の振興がより推進されることを期待するところです。

本日の審議会では、学校設置者の変更認可、学校法人の寄附行為認可、幼稚園・高等学校の収容定員の変更、専修学校の学校設置など、11 件と多数の案件を御審議いただくこととなっております。

委員の皆さまには、本県の私立学校教育の充実のために、専門的、大局的な見地から御意見、御審議を賜るようお願い申し上げ、開会の挨拶と致します。

4 議 事

○佐々木主任主査

それでは、これより議事に入らせていただきますが、この後の議事進行につきましては、審議会運営規程第 3 条第 1 項の規定により、佐藤会長にお願いいたします。

(1) 議事録署名委員の指名

○佐藤会長

まず、最初に議事録の署名委員を指名させていただきたいと思います。

議席番号7番の須山委員と議席番号9番の田代委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、当審議会の会議の公開について確認いたします。当審議会につきましては、参考資料の2ページでございます県の審議会等の会議の公開に関する指針により原則公開で行うとされております。本日の審議会におきましても非公開事由に該当しないものと判断されますので、これを公開することにしたと思いますよろしいですか。

「異議なし」の声

それでは本日の審議会は公開といたします。

なお、本日の会議録及び資料につきましては県のホームページに掲載されますので、よろしくお願ひいたします。

(2) 諮問事項の審議

○佐藤会長

それでは諮問事項の審議に入ります。本日は諮問事項が11件と沢山ございます。議事の進行上、関連する諮問事項は併せて審議させていただきます。**議案第1号の学校設置者の変更認可について**審議します。事務局から説明願ひます。

○千葉私学・情報公開課長

議案第1号について、資料の1ページをご覧ください。

盛岡市にあります「なでしこ幼稚園」の学校設置者の変更認可申請について説明いたします。申請者は、学校法人撫子学園及び社会福祉法人撫子会でございます。

なでしこ幼稚園の設置者は、学校法人撫子学園でございますが、設置者を社会福祉法人撫子会に変更しようとするものであります。

変更の理由でございますが、イメージ図に沿って説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

図の左側をご覧ください。

なでしこ幼稚園は現在、社会福祉法人撫子会が設置する認可保育所「かみどうなでしこ保育園」と連携して、現行制度下における「幼保連携型認定こども園」の認定を受けております。

なお、以降は、現行制度下で幼保連携型認定こども園の認定施設を「旧・幼保連携型認定こども園」とさせていただきます。

平成27年4月1日から施行予定のいわゆる「認定こども園法一部改正法」の規定では、幼保連携型認定こども園は、今までの取扱いと異なり、一つの『認可施設』として都道府県、政令指定都市又は中核市の認可を受けなければならないこととされております。

なお、以降は、新制度下における幼保連携型認定こども園の認可施設を「新・幼保連携型認定こども園」とさせていただきます。

新・幼保連携型認定こども園のイメージは、図の右側をご覧ください。

旧・幼保連携型認定こども園は、図の左側のように、まず幼稚園と保育所の認可があり、その上で質の高い教育及び保育を連携して行っている施設に対し、「旧・幼保連携型認定こども園」という『御墨付き』を与えていたというイメージですが、「新・幼保連携型認定こども園は、『御墨付き』ではなく、図の右側のとおり、一つの『認可施設』として行政庁が認可する、という仕組みに変更されたものでございます。

なお、図の右側の③に記載しておりますとおり、「旧・幼保連携型認定こども園」の認定を受けている施設は、新制度施行日、予定では平成 27 年 4 月 1 日に「新・幼保連携型認定こども園」の認可を受けたものとみなされます。これを「みなし設置認可」又は「みなし移行」といいます。

この『みなし移行』が適用された場合、これまでの『幼稚園設置に係る学校教育法上の認可』及び『保育所設置に係る児童福祉法上の認可』は、自動的に失効することとなります。

よって、「新・幼保連携型認定こども園」は、学校教育法上の幼稚園という認可施設ではなくなり、認定こども園法で定める『学校及び児童福祉施設』という認可施設という位置付けになります。

そのため、「新・幼保連携型認定こども園」に移行する前の幼稚園に係る認可については、私立学校法で規定するものを除き、私立学校審議会への諮問・答申等の関与はなくなり、新たに条例で設置する合議制の機関、本県の場合は、保健福祉部が所管する「岩手県子ども・子育て会議」の「認定こども園部会」とすることで県議会 9 月定例会に条例制定を上程する予定ですが、この合議制の機関が、「新・幼保連携型認定こども園」の認可に係る諮問・答申を行うこととなります。

また、「新・幼保連携型認定こども園」は、国、地方公共団体のほか、学校法人、社会福祉法人のみが設置できるとされているとともに、一つの認可施設として、単一の設置主体により設置しなければならないとされています。

このことから、「なでしこ幼稚園」のような、複数の法人で「旧・幼保連携型認定こども園」を設置している場合は、新制度施行日までに、予定では平成 27 年 4 月 1 日までに、幼稚園又は保育所のいずれかの法人に事業譲渡し、設置主体の単一化を図らなければならないとされています。

今回の申請は、図の真中の表にありますとおり、新制度施行日を待たず、平成 26 年 10 月 1 日から、学校法人撫子学園が設置する「なでしこ幼稚園」を、「かみどうなでしこ保育園」を設置する社会福祉法人撫子会に事業譲渡、いわゆる幼稚園の設置者を変更しようとするものであり、新制度施行前に「旧・幼保連携型認定こども園」の設置主体を社会福祉法人に一本化し、新制度施行予定日である平成 27 年 4 月 1 日から「新・幼保連携型認定こども園」に「みなし移行」しようとするものでございます。

なお、社会福祉法人が幼稚園を設置することについては、県内では、北上市にあります、社会福祉法人平和会が「旧・幼保連携型認定こども園」を構成する「いわさき幼稚園」を設置しているところがあります。

それでは、認可申請書の審査結果について説明いたします。

まずもって、学校設置者の変更の認可については、原則として 1 段階審査を行っているところであり、今回初めて御審議いただくものであります。

学校設置者変更認可を行うためには、幼稚園事業に係る財産・負債の承継等が確実に担保されていることが必要となります。

資料の 6 ページにあります「事業譲渡契約書」をご覧ください。

平成 26 年 7 月 31 日付けで学校法人と社会福祉法人間での「事業譲渡契約」を締結したものです。

契約書にありますとおり、学校法人撫子学園が所有する「なでしこ幼稚園」に関する事業権を、平成 26 年 10 月 1 日付けで社会福祉法人撫子会に譲渡する、と規定されており、学校設置者を変更するための根拠として適当であると認められます。

2 ページをご覧ください。

設置者変更後における平成 26 年度の収支予算ですが、なでしこ幼稚園の上半期は学校法人会計、下半期は社会福祉法人会計となります。なお、下半期の社会福祉法人分については、確認を容易にするため、学校法人会計に合せた形で記載してございます。

1 年間を通算しますと、生徒等納付金が 62,103 千円、補助金収入が 49,786 千円余となっており、合計は 317,885 千円余となっております。

支出につきましては、主なもので人件費支出が 130,987 千円、教育管理経費支出が 45,925 千円、運用資産支出が 28,500 千円、その他の支出が 72,585 千円余となっており、合計は 317,885 千円余でございまして、適切に経費が見込まれていると認められます。

3 ページをご覧ください。

上の表は、平成 27 年度以降、いわゆる新制度施行後の試算額を 2 年分記載したものでございます。

この表は、現行の社会福祉法人会計に基づき作成されております。「当期資金収支差額合計」をご覧ください。平成 27 年度・28 年度いずれも 4～5 百万円程度のプラスとなっており、資金収支を含めた安定した経営が図られるものと認められます。

下の表をご覧ください。

「2 定員等の状況」でございます。

定員数 315 人に対し、平成 26 年 5 月 1 日現在の実員が 221 人と下回っている状況でございます。

4 ページをご覧ください。

「3 施設の状況」、「4 教職員数」、「5 幼稚園の規模・施設の状況」について、国及び県の基準への適合状況を表したものであり、いずれも適合しているものでございます。

なお、「なでしこ幼稚園」勤務の学校法人が雇用している教職員については、学校設置者変更後は、社会福祉法人が継続して雇用すると伺っております。

以上のことから、県といたしましては、「なでしこ幼稚園」における学校設置者変更認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

なお、学校法人撫子学園につきましては、引き続き滝沢市にある「ふじなでしこ幼稚園」を運営していくため、存続するものでございます。

○佐藤会長

ただいまの説明に対して御意見等ございませんか。

○須山委員

収支予算について、成 26 年度上半期は学校法人、下半期が社会福祉法人とありますが上半期には事業譲渡される前の撫子会分も含まれているのか。

○千葉私学・情報公開課長

幼稚園分だけを比較したのとなっております。

○須山委員

事業譲渡契約書について、学校法人撫子学園の特別代理人とはどのようなものか。

○千葉私学・情報公開課長

代表者同士が三親等以内の場合は、利益相反行為となるため所轄庁が特別代理人を選任しなければなりません。学校法人撫子学園理事長と社会福祉法人撫子会理事長が三親等以内のため特別代理人を選任することになります。

○須山委員

特別代理人が選任された根拠はどのようなものか。

○千葉私学・情報公開課長

学校法人から特別代理人の選任申請書を受け、県において特別代理人を選任し指令書を出します。

○佐藤会長

消費税増税に関連し、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月 1 日に施行されなかった場合、影響があるのか。譲渡契約書第 4 条の譲渡期日との関連はどうなるのか。

○千葉私学・情報公開課長

施行日以前に譲渡を行います。たとえ平成 27 年 4 月 1 日に施行されなかった場合でも、旧制度に基づく旧幼保連携型認定こども園として社会福祉法人が運営してまいります。

○佐藤会長

他に御意見等は、ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号の学校設置者の変更認可について、原案どおり認可を相当とする旨、答申してよろしいか。

「異議なし」の声

それでは、**議案第 1 号の学校設置者の変更認可について、認可を相当とする旨、答申することとします。**

それでは次に**議案第 2 号と第 3 号について関連する諮問事項ですので一括して審議します。学校設置者の変更認可及び学校法人の解散認可について事務局から説明願います。**

○千葉私学・情報公開課長

まず、議案第 2 号、「福岡幼稚園」の学校設置者の変更認可申請について、資料の 9 ページをご覧ください。

二戸市にあります「福岡幼稚園」の学校設置者の変更認可申請について説明いたします。申請者は、学校法人明照学園及び社会福祉法人福岡隣保館福祉会でございます。

福岡幼稚園の設置者は、学校法人明照学園でございますが、設置者を社会福祉法人福岡隣保館福祉会に変更しようとするものであります。

変更の理由でございますが、第 1 号議案「なでしこ幼稚園」の設置者変更と同様、複数法人による旧幼保連携型認定こども園を設置しているため、新制度施行日までに単一の設置主体により設置しなければならないため、幼稚園を社会福祉法人に事業譲渡し、新制度施行日に「みなし設置認可」を受けるものでございます。

変更のイメージ図 12 ページをご覧ください。

第1号議案の「なでしこ幼稚園」と相違する点は、イメージ図の真中の表にありますとおり、一つ目は、「学校設置者を変更する日が、新制度施行予定日と同日である『平成27年4月1日』としていること」二つ目は、吹き出しにありますとおり、「学校法人明照学園の設置する学校が存在しなくなることから、学校法人を解散しなければならないこと」の2点でございます。

学校法人撫子学園については、「ふじなでしこ幼稚園」を運営していくため存続するものですが、当該法人については学校が存在しなくなることから、学校法人を解散しなければなりません。

学校設置者の変更日が新制度施行予定日と同日であることについては、法令や国の通知等の規定では、制度施行日までに行うこととされていることから、問題のないものでございます。

なお、学校法人の解散については、議案第3号において説明いたします。

それでは、認可申請書の審査結果について説明いたします。

まずもって、学校設置者の変更の認可については、原則として1段階審査を行っているところであり、今回初めて御審議いただくものであります。

学校設置者変更認可を行うためには、幼稚園事業に係る財産・負債の承継等が確実に担保されていることが必要となります。

資料の13ページにあります「事業譲渡契約書」をご覧ください。

平成26年6月2日付けで学校法人明照学園及び社会福祉法人福岡隣保館福祉会間での「事業譲渡契約」を締結しております。

事業譲渡契約書にありますとおり、学校法人明照学園が所有する「福岡幼稚園」に関する事業権を、平成27年4月1日付けで社会福祉法人福岡隣保館福祉会に譲渡する、と規定されており、学校設置者を変更するための根拠として適当であると認められます。

10ページをご覧ください。

上の表は、平成27年度以降、いわゆる新制度施行後、新・幼保連携型認定こども園に「みなし移行」した場合の試算額を2年分記載したものでございます。

この表は、現行の社会福祉法人会計に基づき作成されております。「当期資金収支差額合計」をご覧ください。平成27年度・28年度いずれも5百万円弱のプラスとなっており、資金収支を含めた安定した経営が図られるものと認められます。

下の表をご覧ください。

「2 定員等の状況」でございます。

定員数180人に対し、平成26年5月1日現在の実員が85人と下回っている状況でございます。

11ページをご覧ください。

「3 施設の状況」、「4 教職員数」、「5 幼稚園の規模・施設の状況」について、国及び県の基準への適合状況を表したものであり、いずれも適合しているものでございます。

なお、「福岡幼稚園」勤務の学校法人が雇用している教職員については、学校設置者変更後は、社会福祉法人が継続して雇用すると聞いております。

以上のことから、県といたしましては、「福岡幼稚園」における学校設置者変更認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

引き続きまして、議案第3号、「学校法人明照学園」の解散の認可について、資料の15ページをご覧ください。

学校法人明照学園は、昭和55年8月1日に学校法人として設立認可を受け、福岡幼稚園の設置者として34年間学校運営を行ってきました。

しかし、議案第2号で説明したとおり、設置している福岡幼稚園を社会福祉法人福岡隣保館福祉会に事業譲渡するため、設置する学校が存在しなくなることから、評議員会及び理事会において学校法人の解散について決議し、今回解散する申請がなされたものでございます。

学校法人の財産等については、全て社会福祉法人福岡隣保館福祉会に譲渡するとともに、平成27年4月以降の学校法人精算時に「小口の現金預金等の残余財産」が生じた場合であっても、同じく社会福祉法人福岡隣保館福祉会に帰属することで寄附行為の変更について認可済みでございます。

以上のことから、「学校法人明照学園」における学校法人解散認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

以上で議案第2号及び議案第3号の説明を終わります。

○佐藤会長

ただいまの説明に対して御意見等ございませんか。

○須山委員

事業譲渡に伴って財産の譲渡がもれなく行われているかのチェックは、どの資料をみればよいのか。直前の決算の財産目録により社会福祉法人に譲渡されるか確認するためにはどの資料をみればよいのか。

○千葉私学・情報公開課長

譲渡契約書に基づき適正に引き渡しが行われます。今回は事業契約書本文のみ資料としたが、申請書には財産目録も添付されております。

○須山委員

引き渡しが行なわれたかについて、県でチェックを行うのか。

○高橋主任

県においても履行確認を行います。

○須山委員

無償譲渡でしょうか。

○千葉私学・情報公開課長

無償譲渡です。

○須山委員

事業譲渡契約書の甲の欄、理事長名が抜けているのではないかと。

○千葉私学・情報公開課長

本来であれば、理事長名を記入するところであり、補正したい。

○佐藤会長

社会福祉法人に移行することになると、指導についてはどの部署になるのか。

○千葉私学・情報公開課長

新制度の認定基準については保健福祉部子ども子育て支援課、社会福祉法人の法人指導であれば広域振興局、施設型給付については市町村、引き続き私学助成であれば当課となります。

○佐藤会長

私立学校審議会がどういう関わり方になるのか。

○千葉私学・情報公開課長

新幼保連携型認定こども園については、岩手県子ども・子育て会議の認定こども園部会が認可に係る諮問・答申を行う。

○細川法務学事課総括課長

新幼保連携型認定こども園でも学校法人が運営する場合もあり、学校法人として関わりについては、続くものである。また、幼稚園型認定こども園についても同様であること。

○佐藤会長

他に御意見等は、ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第2号と第3号について、原案どおり認可を適当とする旨、答申してよろしいか。

「異議なし」の声

それでは、**議案第2号と第3号の学校設置者の変更認可及び学校法人の解散認可について、認可を適当とする旨、答申することとします。**

それでは次に**議案第4号と第5号について関連する諮問事項ですので一括して審議します。学校法人の寄附行為認可及び学校設置者の変更認可について事務局から説明願います。**

○千葉私学・情報公開課長

まず、議案第4号、「学校法人聖公会盛岡こひつじ学園」の学校法人の寄附行為認可申請について、17ページをお開き願います。

学校法人の寄附行為の認可、いわゆる学校法人の設立認可については、原則として2段階審査を行っているところであります。

1段階目は「協議事項」として、平成26年7月14日に開催された「平成26年度第1回岩手県私立学校審議会」において、この学校法人設立計画について説明し、御了承を頂いておりました。

これを受けて、本日は2段階目の「諮問事項」として御審議頂くものです。

現在、宗教法人日本聖公会盛岡聖公会が設置している、同会附属仁王幼稚園について、幼児教育の一層の充実と幼稚園経営の安定を図るため、平成27年4月1日から新たに設立予定の「学校法人聖公会盛岡こひつじ学園」に学校設置者を変更することとし、平成26年1月19日に開催された宗教法人総会において承認を受けたものでございます。

これを受けて学校法人聖公会盛岡こひつじ学園設立のために設立準備委員会が組織され、平成26年3月16日に学校法人の設立が決議され、今般、設立発起人代表者から学校法人寄附行為変更認可申請書の提出があったものであります。

設立の時期は、平成 27 年 4 月 1 日を予定してございます。

学校法人聖公会盛岡こひつじ学園の役員定数は、理事 7 人、監事 2 人であり、設立発起人の 9 名が就任する予定でございます。

資料の 29 ページにあります「誓約書」をご覧ください。

各役員就任予定者については、役員の欠格事項である「1」から「5」までに該当する者がいない旨の誓約書が提出されております。

資料の 18 ページをお開き願います。

学校法人の設立の趣意についてであります。前回審議会にご説明したのから変更はございません。設立趣意書にありますとおり「幼児教育の一層の充実」と「幼稚園経営の安定」を図るため、学校法人聖公会盛岡こひつじ学園を設立したいとされております。

資料 19 ページをお開き願います。

1 の「収支予算」でございますが、平成 26 年度、いわゆる学校法人化までの収支予算について、今回の学校法人化は、施設整備を伴わないことから、多額の資金を必要としないため、今までどおりの幼稚園運営と同規模となっております。

なお、学校法人化を志向する幼稚園として、今年度から私学助成を実施しているところでございます。

平成 27 年度、いわゆる学校法人化後の収支予算についても、平成 26 年度と同程度で推移する予定でございます。

続きまして、2 の「学校法人設立基準への適合状況」をご覧ください。

資料の訂正をお願いします。園舎、園地の状況が逆となっており、正しくは園舎が自己所有(寄附)、園地が長期借用(20 年)となります。

第 1 段階目の際にも説明させていただきましたが、本県では、学校法人設立の計画及び認可申請があった場合、県独自の内規である「幼稚園に関する設置等認可審査基準」に基づき審査しており、表にありますとおり、いずれも適合してございます。

資料の 30 ページにあります「財産目録」をご覧ください。

この目録に記載されている資産、負債及び借用財産が、現在宗教法人立仁王幼稚園を運営するための財産等になります。

なお、負債はございません。

資料の 33 ページにあります「寄附申込書」をご覧ください。

平成 26 年 7 月 28 日付けで現設置者である宗教法人日本聖公会盛岡聖公会から、設立予定の学校法人聖公会盛岡こひつじ学園に対し金銭及び財産を寄付する旨の書面でございます。

また、園地については、これまでも 20 年間の長期借用でしたが、当該地の所有者である「宗教法人日本聖公会東北教区」から、学校法人が設立認可される場合には、当該学校法人に対し当該園地を 20 年間の長期無償貸与を確約する旨の確約書が提出されております。

資料 21 ページをご覧ください。

学校法人聖公会盛岡こひつじ学園の寄附行為(案)ですが、内容については前回と変更無く、法令の規定に適合しているものであり、基準を満たしているものでございます。

以上のことから、県といたしましては、「学校法人聖公会盛岡こひつじ学園」における学校法人寄附

行為認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

引き続きまして、議案第5号、「仁王幼稚園」の学校設置者の変更認可について、資料35ページをお開き願います。

「仁王幼稚園」の設置者を、現在の「宗教法人日本聖公会盛岡聖公会」から、議案第4号の学校法人寄附行為認可で設立予定の「学校法人聖公会盛岡こひつじ学園」に変更しようとするものでございます。

なお、議案第1号においてもお話ししましたが、学校設置者の変更の認可については、原則として1段階審査を行っているところであり、今回初めて御審議いただくものであります。

設置者変更の時期は、学校法人聖公会盛岡こひつじ学園設立予定日と同じ「平成27年4月1日」を予定しております。

学校設置者変更認可を行うためには、幼稚園事業に係る財産・負債の承継等が確実に担保されていることが必要となりますが、議案第4号の説明の際にお話ししましたとおり、学校法人設立に際し、現設置者である宗教法人日本聖公会盛岡聖公会から寄附する旨の書面が提出されており、学校設置者を変更するための根拠として適当であると認められます。

また、収支予算については、議案第4号の説明と同じでございますので省略させていただきます。

資料36ページをご覧ください。

「1 定員等の状況」でございます。

定員数100人に対し、平成26年5月1日現在の実員が59人と下回っている状況でございます。

「2 施設の状況」、「3 教職員数」、「4 幼稚園の規模・施設の状況」について、国及び県の基準への適合状況を表したものであり、いずれも適合しているものでございます。

なお、「仁王幼稚園」勤務の宗教法人が雇用している教職員については、学校設置者変更後は、新設される学校法人が継続して雇用すると聞いております。

以上のことから、県といたしましては、「仁王幼稚園」における学校設置者変更認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

なお、県では、幼児教育のさらなる充実及び経営の安定化に資するため、私立幼稚園の学校法人化を進めてきたところであり、本県では、この仁王幼稚園が最後となっております。

以上で「議案第4号」及び「議案第5号」の説明を終わります。

○佐藤会長

ただいまの説明に対して御意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第4号と第5号について、原案どおり認可を適当とする旨、答申してよろしいか。

「異議なし」の声

それでは、**議案第4号と第5号の学校法人の寄附行為認可及び学校設置者の変更認可について、認可を適当とする旨、答申することとします。**

それでは次に**議案第6号と第7号について同一法人が運営する幼稚園のため一括して審議します。収容定員に係る学則変更認可について事務局から説明願います。**

○千葉私学・情報公開課長

まず、議案第6号について、資料37ページをご覧ください。

盛岡市にあります「盛岡大学附属厨川幼稚園」の収容定員に係る学則変更認可申請についてご説明いたします。設置者は、学校法人盛岡大学でございます。

変更の理由でございますが、少子化が進む中、園児の獲得が困難となっている地域の実情を考慮するとともに、少人数教育のさらなる徹底を図り、園児一人ひとりに向き合った質の高い幼稚園教育を行うため、収容定員を減じるものでございます。

変更の時期は、平成 27 年 4 月 1 日を予定してございます。

3 歳児については、1 学級を維持しつつ、定員を 30 人から 25 人に減じるとともに、4 歳児及び 5 歳児については、それぞれ学級数を 1 ずつ減じ、定員についてもそれぞれ 70 人から 25 人に減じようとするものであり、学級数の合計は 5 学級から 3 学級に、総定員数は 170 人から 75 人となります。

なお、現行の県の内規「幼稚園に関する設置等認可審査基準」におきましては、幼稚園の学級数及び園児数は、2 学級以上かつ 70 人以上との基準を設けておりますが、収容定員変更後においても基準を満たすものとなっております。

次に、施設の状況ですが、園舎の面積及び国の幼稚園設置基準の面積を記載してございます。園舎の面積は 1,161.14 m²、運動場は 1,235.00 m²であり、いずれも現状と変更なく、設置基準を満たすものとなっております。

次に、教職員数でございます。盛岡大学附属厨川幼稚園では、兼任の園長を 1 名、専任の副園長及び教頭を 1 名ずつ、専任の教諭及び講師を 2 名ずつ、その他技術職員を 1 名配置する計画となっております。

国の幼稚園設置基準第 5 条第 1 項では、「幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下「教諭等」という。）を 1 人置かなければならない。」と規定されており、また、同条第 2 項では、「特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の 3 分の 1 の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもって代えることができる。」と規定しております。

盛岡大学附属厨川幼稚園の計画では、兼任の園長を配置するほか、国の幼稚園設置基準第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、学級担任として専任の教頭及び教諭 2 名を配置することとしており、基準を満たすものでございます。

また、国の幼稚園設置基準第 5 条第 3 項では、「専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前 2 項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を 1 人置くことを原則とする。」と規定されており、専任の副園長及び講師 2 名を配置することとしており、基準を満たすものでございます。

資料 38 ページをご覧ください。

収支予算でございますが、平成 27 年度の収入の部は、生徒納付金 20,425 千円、補助金収入 22,200 千円、事業収入 2,458 千円、その他の収入 6,544 千円等で、合計 81,076 千円となっており、支出の部は、人件費 29,395 千円、教育管理経費 14,521 千円、その他支出 8,208 千円等で、計 81,076 千円となっております。

また、平成 28 年度の予算規模は、78,818 千円と、平成 27 年度と同程度で推移する見込みでございます。

以上のことから、県といたしましては、「盛岡大学附属厨川幼稚園」における学校の収容定員に係る学則変更認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

引き続きまして、議案第7号について、資料43ページをご覧ください。

盛岡市にあります「盛岡大学附属松園幼稚園」の収容定員に係る学則変更認可申請についてご説明いたします。設置者は、さきほどと同じく学校法人盛岡大学でございます。

変更の理由、変更の時期及び変更の内容は「盛岡大学附属厨川幼稚園」と同じでございます。

次に、施設の状況ですが、園舎の面積及び国の幼稚園設置基準の面積を記載してございます。園舎の面積は1,090.32㎡、運動場は1,588.00㎡であり、いずれも現状と変更なく、設置基準を満たすものとなっております。

次に、教職員数でございますが、先ほどの説明と同様に基準を満たすものとなっております。

資料44ページをご覧ください。

収支予算でございますが、平成27年度の収入の部は、生徒納付金20,425千円、補助金収入18,738千円等で、合計109,857千円となっており、支出の部は、人件費28,451千円、教育管理経費15,470千円、その他支出58,049千円等で、計109,857千円となっております。

また、平成28年度の予算規模は、104,144千円と、平成27年度と同程度で推移する見込みでございます。

以上のことから、県といたしましては、「盛岡大学附属松園幼稚園」における学校の収容定員に係る学則変更認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

以上で「議案第6号」及び「議案第7号」の説明を終わります。

○佐藤会長

ただいまの説明に対して御意見等ございませんか。

○今西委員

双方の今年度の在園児数を教えてください。

○千葉私学・情報公開課長

平成26年5月1日現在の厨川幼稚園の合計数は60名、松園幼稚園は70名です。

○須山委員

定員に対する実員の割合が下がることで、補助金が減ることがあるのでしょうか。

○高橋主任

収容定員を上限とし、実員で計算する仕組みとなっております。

○須山委員

収支予算について、繰越資金が減っており赤字ということでしょうか。

○千葉私学・情報公開課長

赤字です。

○佐藤会長

補助金は実員数で配分する仕組みですか。

○高橋主任

算定要素のひとつとして園児数の項目があり、計算方法の一つとして定員が上限であり、単純に園児

数×単価ではない。

○佐藤会長

定員も要素を占めるのか。

○高橋主任

定員も要素の一つである。

○佐藤会長

定員を変える理由は何でしょうか。実態に合わせた形に定員を見直そうということか。保護者に対しては少人数教育に徹するということであろうか。補助金だけで言えば減るのではないか。

○高橋主任

当該法人はそれを踏まえた上で定員の減を行うものであります。

○咲間委員

定員数が多いと配置する教員数を多くなる。クラス数が減れば配置する教員数も減る。

○新宮委員

経営的には赤字で繰越金が下がっていく中で、何か策があって申請を受理しているということでしょうか。支払は毎年発生する中で繰越金がなくなってしまう。

○千葉私学・情報公開課長

対外に少人数教育を行うことをアピールし、共感した保護者の申し込みが考えられる。また、定員に対する実員の割合が低いことで好ましくない印象を解消できることも考えられる。

○今西委員

資料 38 ページ、平成 28 年度の前年度繰越支払資金が千円ずれているのではないか。

○千葉私学・情報公開課長

御指摘のとおり千円の記入誤りです。

○佐藤会長

他に御意見等は、ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第 6 号と第 7 号について、原案どおり認可を相当とする旨、答申してよろしいか。

「異議なし」の声

それでは、**議案第 6 号と第 7 号の学校の収容定員に係る学則変更認可について、認可を相当とする旨、答申することとします。**

それでは次に**議案第 8 号の学校の収容定員に係る学則変更認可について**事務局から説明願います。

○千葉私学・情報公開課長

議案第 8 号について、資料の 49 ページをご覧ください。

「専修大学北上高等学校」の収容定員に係る学則変更認可申請について、ご説明いたします。設置者は、学校法人北上学園でございます。

収容定員の増加に係る学則の変更については、原則としていわゆる 2 段階審査を行っているところですが、今回の申請内容は全日制課程の総収容定員減少であることから、1 段階審査で御審議頂くものです。

変更の理由でございますが、現在の入学定員 390 名では、少子化による昨今の入学者の現状とは乖離していることから、現状に即して、入学定員を 300 名に見直すものでございます。

変更の時期は、平成 27 年 4 月 1 日を予定しております。

次に、変更の内容でございますが、全日制課程普通科については、入学定員を 230 人 6 学級から 185 人 5 学級、商業科については 120 人 3 学級から 80 人 2 学級、自動車科については 40 人 1 学級から 35 人 1 学級とし、総定員を 1170 人から 900 人にするものであります。

今回の変更認可申請におきましては、入学定員は平成 27 年度から、総定員は平成 29 年度に完全実施されるものでございます。

次に施設については、今回の定員変更に伴う変更はないものであります。

次に、資料の 50 ページをお開き願います。

教職員数でございますが、全日制課程につきましましては、変更後の収容定員をもとにした基準は、教頭又は副校長 1 人、教諭等が 23 人以上、等々となります。

なお、実際の教諭、助教諭及び講師を合わせて 57 人となっておりますことから、基準を満たしているものでございます。

収支予算でございますが、平成 27 年度の収入の部は、生徒納付金 364,420 千円、補助金収入 223,400 千円、手数料収入 11,400 千円、その他となっております。支出の部は、人件費 406,000 千円、教育管理経費 162,000 千円、設備関係支出 11,340 千円、その他となっております。

以上のことから、県といたしましては、「専修大学北上高等学校」における収容定員に係る学則変更認可申請については、認可相当と考えているものでございます。

平成 26 年 5 月 1 日現在の実員については、普通科 690 名の定員に対して 402 名、商業科 360 名の定員に対して 208 名、自動車科 120 名の定員に対して 123 名です。

○佐藤会長

ただいまの説明に対して御意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第 8 号について、原案どおり認可を適当とする旨、答申してよろしいか。

「異議なし」の声

それでは、**議案第 8 号の学校の収容定員に係る学則変更認可について、認可を適当とする旨、答申することとします。**

○須山委員

変更に係る諮問について、次回以降からのお願いですが、収支予算について変更後の 27、28 年度が添付されているが、変更すると現在がどうなのかの確認が必要ではないか。現状または前年度の収支も併せて添付いただき比較できるようにしていただきたい。

○千葉私学・情報公開課長

次回からそのようにしたい。

○佐藤会長

それでは次に**議案第 9 号と第 10 号について同一法人による専修学校の学校設置のため一括して審議します。専修学校の学校設置認可について事務局から説明願います。**

○千葉私学・情報公開課長

資料の 57 ページをお開き願います。

議案第 9 号と議案第 10 号は、学校法人大原学園による専修学校の学校設置認可でありますので一括してご説明いたします。

今回お諮りする内容は、平成 24 年度第 1 回私立学校審議会におきまして、設置計画をお諮りし、計画案について御了承いただいたところであり、今回は、設置認可申請について御審議いただくものであります。

内容について御説明いたします。

学校設置いたしますのは、東京都に所在する学校法人大原学園でございます。スポーツ学科や公務員系の学科を有する専修学校として「大原スポーツ公務員専門学校盛岡校」を設置いたします。

校地校舎の場所は、盛岡市盛岡駅西通りであり、県内及び近隣する各県からアクセスに便利な盛岡駅西口徒歩 10 分の場所に設置するものです。

設置の目的は、「社会体育指導者、健康管理指導者、トレーナー及び警察官、消防官をはじめとする公務員養成に関する専門教育を施し、社会に貢献できる有為な人材を育成する」とされております。

設置する学科は「スポーツ学科、修業年限 2 年、入学定員 35 人」と「公務員 2 年制学科、修業年限 2 年、入学定員 70 人」と「公務員 1 年制学科、修業年限 1 年、入学定員 35 人」の 3 学科で、総定員は 245 人となっております。

スポーツ学科ではスポーツ医学やスポーツ栄養学などの専門知識や販売経営管理やスポーツ用品販売実習などのビジネス関係を学ぶことができるほか、トレーニング指導者やフィットネストレーナーなどの資格を取得することができます。

また、公務員学科では、国家公務員や地方公務員、警察官、消防官等への就職を目指します。

教職員は 2 年計画で採用を進めていくこととしており、開設年度は教員 7 名うち専任教員 6 名、兼任教員 1 名、2 年次は教員 8 名のうち専任教員 7 名、兼任教員 1 名を見込んでおります。専修学校設置基準においては、教員数 7 名以上、うち専任 4 名以上であり基準を満たすものであります。

校地校舎につきましては、校舎面積は 1,296.85 m²でありますので、専修学校設置基準の 712.5 m²以上を満たすものであります。

また、校舎には目的、生徒数に応じて教室や実習室、教員室等を備えなければならないとともに、必要な種類、数の校具・教具・図書等を備えなければなりません。当課において 8 月 28 日現地確認を行い、必要な設備、校具、教具、図書を備え付けていることを確認しております。

資料の 58 ページをお開き願います。収支予算でございますが、平成 27 年度の収入の部は、生徒納付金 130,200 千円、事業収入 10,550 千円等になっており、支出の部では、人件費 37,000 千円、教育管理経費 93,870 千円等となっております。

続いて、議案第 10 号について、資料の 117 ページをお開き願います。

設置する学校は、経理や介護福祉の学科を有する専修学校として「大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校」を設置いたします。

校地校舎の場所は、先に説明した大原スポーツ公務員専門学校盛岡校と同じ場所となり、同じ建物に 2 校の学校を設置するものです。

設置の目的は、「簿記会計・税務会計・情報処理・医療事務・福祉並びにこれらのビジネスに関する専門教育を施し、関連産業に従事する有為な人材を育成する」とされております。

設置する学科は「経理本科2年制学科、修業年限2年、入学定員140人」と「介護福祉学科、修業年限2年、入学定員40人」の2学科で、総定員は360人となっております。

経理本科では税理士や日商簿記、医療請求事務、医療秘書事務などの資格を取得することができます。また、介護福祉学科では介護福祉士を取得ができます。

教職員は2年計画で採用を進めていくこととしており、開設年度は教員10名うち専任教員10名、2年次は教員12名のうち専任教員12名を見込んでおります。専修学校設置基準においては、教員数11名以上、うち専任6名以上であり基準を満たすものであります。

校地校舎につきましては、校舎面積は3,025.97㎡でありますので、専修学校設置基準の1,120.0㎡以上を満たすものであります。

また、校舎には目的、生徒数に応じて教室や実習室、教員室等を備えなければならないとともに、必要な種類、数の校具・教具・図書等を備えなければなりません。当課において8月28日現地確認を行い、必要な設備、校具、教具、図書を備え付けていることを確認しております。

資料の118ページをお開き願います。収支予算でございますが、平成27年度の収入の部は、生徒納付金175,200千円、事業収入19,450千円等になっており、支出の部では、人件費49,000千円、教育管理経費135,780千円等となっております。

資料の159ページをお開き願います。平成24年度第1回私立学校審議会において設置計画をお諮りした際に出た意見や専修学校各種学校連合会の意見に対しての、学校法人大原学園の対応等について、ご説明いたします。

学納金が高くないかとの御指摘についてですが、学校ごとの平均額と県内専門学校の平均額を比較すると、大原スポーツ公務員専門学校盛岡校は下回っており、大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校は若干上回っていますが、特に高い状況ではないものです。

地元志向の強い子供たちの思いへの対応については、子供たちの思いに応えられるよう、地元での高い就職の内定や学生の希望を叶える就職教育を実践して成果を出していくとしております。

資料の160ページをお開き願います。入学定員が適正規模かどうかの御指摘に対しましては、計画時の入学定員を見直し、大原スポーツ公務員専門学校盛岡校では入学定員20人の減、総定員では35人の減となっております。大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校では入学定員20人の減、総定員では40人の減となっております。

岩手県専修学校各種学校連合会への加入については、岩手県専修学校各種学校連合会に加入し、他会員と協力し、地元岩手の学生に質の高い教育の提供を目指していくこととされております。

過度な競争を意識させるような学生募集の自粛については、過度な競争はせず、地道にかつ実績に基づく募集活動を致していくと聞いております。

以上、当該学校設置認可については専修学校設置基準を満たしていること、私立学校審議会等への意見についても対応していることから、県としては認可相当と考えております。

説明は以上であります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○佐藤会長

ただいまの説明に対して御意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第9号と第10号について、原案どおり認可を適当とする旨、答申してよろしいか。

「異議なし」の声

それでは、**議案第9号と第10号の専修学校の学校設置認可について、認可を適当とする旨、答申することとします。**

それでは次に**議案第11号の専修学校の目的変更認可について**事務局から説明願います。

○千葉私学・情報公開課長

議案第11号について、資料の161ページをお開き願います。

盛岡医療福祉専門学校の目的の変更認可申請についてご説明いたします。

盛岡医療福祉専門学校において、既設の教育・社会福祉分野、商業実務分野、医療分野に加えて、新たに文化・教養分野のスポーツ健康学科を設置するため、学校法人龍澤学館から専修学校の目的の変更認可申請がなされたものでございます。

変更の時期は、平成27年4月1日でございます。

学科設置の目的は、「2016年岩手国体、2020年の東京オリンピックが開催予定となっているなど国内でスポーツを取り巻く環境は大きく変わろうとしている社会情勢を受け、今後ますます需要の増加が予想されるスポーツに関係する仕事の場でビジネス感覚を持ち活躍する人材を育成するため」とされています。

設置する学科は「スポーツ健康学科、修業年限2年、入学定員40人、総定員は80人」となっております。

スポーツ健康学科では、あらゆるスポーツ種目に通じる運動系の基礎知識を学び、スポーツ業界で活躍する人材を育成いたします。

資料の162ページをお開き願います。教職員は専任教員3名、兼任教員6名を採用する予定であり、専修学校設置基準である教員数3名以上、うち専任3名以上の基準を満たすものであります。

校地校舎につきましては、既存施設の空き部屋を活用するものであり、スポーツ健康学科で使用する校舎面積337.44㎡は、専修学校設置基準の300.0㎡以上を満たすものであります。

また、目的、生徒数に応じて教室や実習室等を備えています。

収支予算でございますが、平成27年度の収入の部は、生徒納付金35,200千円、前受金収入19,600千円等になっており、支出の部では、人件費18,030千円、教育管理経費20,100千円等となっております。

以上のことから、県といたしましては、盛岡医療福祉専門学校の目的変更認可については、認可相当と考えております。

説明は以上であります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○佐藤会長

ただいまの説明に対して御意見等ございませんか。

○新宮委員

岩手ではスポーツを職として一生できる市場は少ないと思いますが、卒業した生徒の就職先はどのよ

うなところか。

○千葉私学・情報公開課長

スポーツジムや販売士の資格をとりスポーツショップ、スキー・スノーボードの資格をとりスキー場などが想定される。

○細川法務学事課総括課長

スポーツジムやスポーツ店、スポーツメーカー、病院・クリニックに併設されている健康増進施設などで活躍する人材を育成するものである。

○新宮委員

オリンピックは背景にあるものの、国や県をあげて新たな市場があつてということではないですね。

○細川法務学事課総括課長

オリンピックも近づいているが、それは一過性のものであり、それとは別にスポーツ界で活躍できる人材を育成するという長期的な視点である。

○新宮委員

市場で必要とされているのか。

○千葉私学・情報公開課長

現在本県ではスポーツ系の学校はないが、本県から他県のスポーツ系の学校に進学する学生が本県で教育が受けられるということが可能です。今後オリンピック、国体とスポーツの理解が進むことを見越してということと思います。

○細川法務学事課総括課長

現在宮城県にスポーツ系の学校があるようです。県内から進学している学生を県内に取り込もうという考えもあるようです。

○千葉私学・情報公開課長

秋田、青森からの需要もある。

○新宮委員

学校を卒業した学生が県内に就職し雇用として増えることが一番望ましい。岩手県の取組が他県から魅力的と感じて学生が進学することもいいことではないか。

○今西委員

定員増にあたり、関係団体の意見を伺っているのか。

○千葉私学・情報公開課長

専修学校については、社会のニーズに応じた実学を提供する役割があります。世の中の動きに柔軟に対応できるよういろいろな学科が創設されます。逆に必要性が薄い学科については、無くなっていきます。そういう意味では自由度が高いものとなっております。

○細川法務学事課総括課長

学科設置にあたり関係団体から意見は伺っていない。新たな需要があるという申請者の判断や考え方を県としても尊重して判断していきたい。

○佐藤会長

それでは、お諮りいたします。議案第 11 号について、原案どおり認可を相当とする旨、答申してよ

ろしいか。

「異議なし」の声

それでは、議案第 11 号の専修学校の目的変更認可について、認可を適当とする旨、答申することとします。

報告事項に移りたいと思います。

5 報告事項

(1) 幼稚園に関する設置等認可審査基準の改正案について

(2) 子ども・子育て支援新制度施行予定に伴う私立幼稚園認可事務の取扱いについて

(3) 私立幼稚園の新制度移行に係る意向調査結果について

○佐藤会長

報告事項の 1～3 について一括で説明願います。

○高橋主任

報告事項 1 「幼稚園に関する設置等認可審査基準の改正案について」、改正しようとする趣旨として 3 点ございます。

1 点目は、子ども・子育て支援新制度施行予定に伴う所要の見直し、2 点目は現状を踏まえた規模・面積要件の緩和・改正、3 点目は基本財産の所有等要件の見直しです。

改正内容については、別添新旧対照表のとおりです。

改正・施行予定時期については、改正時期を平成 26 年 10 月上旬、施行時期は平成 27 年 4 月 1 日を予定しています。ただし、新制度施行に向け平成 26 年度中に対応を要する場合は、平成 26 年度中から適用する予定です。

報告事項 2 「子ども・子育て支援新制度施行予定に伴う私立幼稚園認可事務の取扱いについて」、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から施行予定ですが、制度移行期特有のケースについて、学校教育法上の認可事務の取扱いを定めたものです。

取扱としては、子ども・子育て支援新制度への移行等に起因する計画・申請事案については、本県規程上の「知事が特別な事情があると認める場合」として、2 段階審査を 1 段階審査で可とするものです。

報告事項 3 「私立幼稚園の新制度移行に係る意向調査結果について」、回答のあった認定こども園を含めた 82 園中 33 園が新制度移行予定であります。

○佐藤会長

6 のその他に移りますが、事務局で何かありますか。

6 その他

○千葉私学・情報公開課長

次回第 3 回目の審議会の日程でございますが、平成 27 年 3 月を予定してございます。近くなりましたら日程調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

7 閉 会

○佐藤会長

委員の皆さんから何かこの際ということで、ご意見ございませんか。よろしいですか。
それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

※ 個人情報等が含まれているため、掲載の会議資料は抜粋としております。そのため議事録中の説明ページ等に異なる部分があります。